（小型船造船業法施行規則の一部改正）

第十三条　小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主任技術者の資格要件） **第九条**　法第十一条第一項第三号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は、次に掲げる者とする。 一　次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる学科を修得して卒業した（当該学科を修得して学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して同表の下欄に掲げる期間以上の実務の経験を有する者	（主任技術者の資格要件） **第九条**　法第十一条第一項第三号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は、次に掲げる者とする。 一　次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して同表の下欄に掲げる期間以上の実務の経験を有する者

学校	学科	経験年数		
学校教育法による大学（同法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。）を除くものとし、旧大学令（大正	航海、機関、機械、電気、建築、土木又は航空に関する学科（以下「造船に関する学科」という。）	五年	小型鋼船造船業又は小型鋼船製造業に係る主任技術者の場合	小型鋼船修繕業に係る主任技術者の場合
		三年		

学校	学科	経験年数		
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（学校教育法による短期大学を除くものとし、旧大学令（大正七年勅令第三百	航海、機関、機械、電気、建築、土木又は航空に関する学科（以下「造船に関する学科」という。）	五年	小型鋼船造船業又は小型鋼船製造業に係る主任技術者の場合	小型鋼船修繕業に係る主任技術者の場合
		三年		

若しくは高等学校において力学若しくは応用力学に関する学科を選択して卒業した者で、その後三年以上クレーン等の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	（略）	（略）	
四　酸素欠乏の予防に関する講習	（略）	三　酸素欠乏の発生原因及び防止措置	大学等において理学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	（略）	（略）	（略）
備考 一～四　（略）			

三年以上クレーン等の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	（略）	（略）	
四　酸素欠乏の予防に関する講習	（略）	三　酸素欠乏の発生原因及び防止措置	大学等において理学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	（略）	（略）	（略）
備考 一～四　（略）			